

[事案 20-15] 契約転換無効確認請求

- ・平成 20 年 8 月 5 日 裁定申立受理
- ・平成 20 年 12 月 10 日 和解成立

< 事案の概要 >

契約転換時に、説明もなく不利な契約内容に契約転換させられたとして、転換をなかつたことにして転換前契約に戻して欲しいと申立てがあったもの。

< 申立人の主張 >

昭和 60 年に加入した養老保険（88 歳満期）を、70 歳を超えた平成 17 年 11 月に、営業担当者のたびたびの勧誘により、積立型終身保険に契約転換した。

その後、同 19 年 5 月に入院し入院給付金を請求したところ、転換時の告知義務違反を疑われ保険会社との間でトラブルとなった。その際、保険会社とのやりとりの中で、転換前後の契約内容を比較したところ、転換後の契約内容や条件は変わらないとの説明だったにもかかわらず、下記 ~ のとおり、契約者にとって何ら利益のない契約内容に変わっていることに気がついた。

転換時に保険契約に関する書類およびその重要性に関する説明は一切なく、転換前後の契約内容についての十分な説明があれば、転換などしなかった。以下の理由により、契約転換を取り消して、元の契約に戻して欲しい。

88 歳満期の養老保険が 78 歳満了の定期保険になり、10 年も短くなった。

契約転換時に保険料は今までどおりとの説明だったが、実際は、転換後契約の保険料は、転換前契約の積立金取崩分を含めると転換前契約の 2.5 倍にもなっている。

転換前契約は、88 歳満期時に満期保険金 350 万円が受け取れる保険だったにもかかわらず、転換後契約では 78 歳以降受取額が 0 円になってしまう。

< 保険会社の主張 >

下記のとおり、当社営業職員は申立人に対し、転換前後の契約内容について十分な説明をしていることは明らかで、申立人の主張は失当であり、説明不十分を理由とした転換前契約への復旧に応ずることは出来ない。

- (1) 申立人の主張する転換契約の申込時の説明・取扱状況について営業職員に確認したところ、転換後契約の設計書および重要事項説明書にもとづいて、積立金を取り崩し保険料として活用することで払込保険料は転換前と変わらないようにしており、積立金は設計書記載のとおり減少する、死亡保障・介護保障および医療保障が更新となり、更新後は保険料が高くなる、ことなどについて説明を行っている。
- (2) 申立人は、当社営業職員から、設計書、ご契約のしおり、申込内容控、重要事項説明書等を受領し、転換前後の契約内容等について説明を受けたとして申込書に印鑑を押印している。

< 裁定の概要 >

裁定審査会では、申立人および保険会社より提出された書類等にもとづき審理を進めていたところ、保険会社より和解にて解決を図りたいとの意向が示され、和解案の提示があった。

そこで、申立人に対し同案を提示したところ、申立人より了承が得られたため、和解契約書の調印をもって円満に解決した。